|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 登美丘高等学校 | 行政財産使用料について、消費税を課するに当たり、100分の110を乗じて得た額とし、10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとすべきところ、100円未満の端数を切り上げて算出し、また、学校休業中の使用料還付額の算出も誤っていたため、使用者からの使用料を過大に徴収していた。   |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | | | 使用期間 | | 誤  （既収納額） | 正 | 超過額 | | 建物 | （注）  ３台  (４台） | 自動販売機 | 59,950円 | 59,400円 | 550円 | 令和２年４月１日から  令和３年３月31日まで | | 建物 | ４台 | 自動販売機 | 76,200円 | 76,120円 | 80円 | 令和３年４月１日から  令和４年３月31日まで | | 建物 | ４台 | 自動販売機 | 76,200円 | 76,120円 | 80円 | 令和４年４月１日から  令和５年３月31日まで |   （注）令和２年６月15日に許可数量が３台から４台に変更となった。  また、消費税を課するに当たり、100円未満の端数を切り捨てて算出したため、使用者からの使用料が徴収不足となっていた。   |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | | | 使用期間 | | 誤  （既収納額） | 正 | 不足額 | | 建物 | 112.44㎡ | 食堂 | 210,300円 | 210,320円 | 20円 | 令和３年４月１日から  令和４年３月31日まで | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 |
| 措置の内容 | | |
| 過大に徴収した使用料については戻出処理を行い食堂業者に返金するとともに、徴収不足の分の使用料については徴収した。  検出事項の原因は、担当者及び決裁者の確認不足にある。  再発防止に向けて、行政財産使用料算出の際は複数の職員で確認を行うことによりチェック体制を強化した。  今後は、適正な事務処理を行う。  ｖ  過去に公表済みの措置報告書を参考に、措置の内容を記載してください。  過去に公表済みの措置報告書を参考に、措置の内容を記載してください。 | | |

行政財産使用料徴収の不備

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年10月２日から令和６年１月31日まで）